

生産性向上に資する設備導入助成事業助成金交付要綱

(令和6年3月26日区長決定)

(令和6年10月9日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業が生産性及び経営力の向上を図るため、経営改善又は事業の持続的発展を目的とした先端設備等の設備投資に係る経費の一部を生産性向上に資する設備導入助成事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、区内企業の持続的発展を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、申請日時点で次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。）であること。
- (2) 日本標準産業分類について大分類に分類される製造業事業者であること。
- (3) 区内に本社又は事業者を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- (4) 1つの大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資していない企業であること。
- (5) 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。
- (6) その他大企業が実質的に経営に参画していない企業であること。
- (7) 法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (8) 区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (9) 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- (10) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）に規定する暴力団でないこと及び遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。
- (11) 過去2年度以内に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日の間で産業経済部長が別に定める。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は次の各号の条件を全て満たす事業とする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく先端設備導入計画の認定を受けた事業であること。
なお、当該認定を受けた時点で、当該事業の設備投資における、生産性の向上及び投資回収率は一定の水準にあるものと判断される。また、設備の設置場所は区内に限られる。また、当該事業が法令及び条例違反に該当しないことなども確認しているものとみなせる。
- (2) 人員削減を目的とした事業ではないこと。

- (3) 同一の事業について、国、都、板橋区、商工会議所その他これに類する団体から補助を受けたあるいは受ける予定の項目が経費に含まれていないこと。
- (4) 事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業ではないこと（無人駐車場（コインパーキング等）、コインランドリー等の運営に当たって、単に機械装置の購入のみを行う事業等でないこと。）。
- (5) 助成対象経費の総額が 100 万円以上の事業であること。

（助成対象経費）

第 5 条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる経費に該当すること。
- (2) 事業実施期間内に契約、納品・施行、支払を実施し、それが報告書類上で確認できること。
- (3) 単価、仕様、数量等が報告書類上で確認できること。
- (4) 新規購入であること（中古・リースではないこと）。

（助成金の額）

第 6 条 助成金の額は、次の各号に掲げる企業に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 「従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面」の提出があった企業又は過去 3 年度以内に板橋製品技術大賞を受賞した企業 助成対象経費の 3 分の 2 の額又は助成限度額 666 万円のいずれか低い額
- (2) 前号に掲げる企業以外の企業 助成対象経費の 2 分の 1 の額又は助成限度額 500 万円のいずれか低い額

2 前項の規定により算出した助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（助成金の交付申請）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及びその他必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第 8 条 区長は、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、予算の範囲内で助成金交付の可否及び額（以下「交付決定額」という。）を決定する。

- 2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、助成金交付可否決定通知書により当該申請者に通知する。この場合において、区長は、必要な条件を付することができる。
- 3 助成金の額は、第 6 条の規定により算出する額とする。ただし、予算を超えた場合は、申請の先着順に予算額を上限として、区長が決定する。

（助成事業の変更等）

第 9 条 前条の規定により助成金の交付対象となった事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかを変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、区長が定める期日までに助成金変更等承認申請書を提出し、区長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - (2) 助成対象事業の経費の20%を超えて変更しようとするとき
 - (3) 助成対象事業を中止しようとするとき。
- 2 区長は、前項に規定する助成事業の変更等について、変更・中止承認（不承認）通知書により当該申請者に通知する。この場合において、区長は、必要な条件を付することができる。

（状況報告、指導、助言）

- 第10条 区長は、交付決定者に対して、助成事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告を求めることができるほか、必要に応じて現場確認を行い、指導及び助言を行うことができる。
- 2 区長は、前項の場合において、交付決定者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（実績報告）

- 第11条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書に必要書類を添付の上、区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の場合において、交付決定者に対し、実績報告書の内容の審査に必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は必要に応じて対象事業所の現場確認を行うことができる。

（助成金の額の確定）

- 第12条 区長は、実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、当該実績報告書及び交付決定額から、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、助成金を交付するものとする。この場合において、区長は助成額確定通知書により交付決定者に当該助成金の額を通知する。
- 2 前項の規定により交付する助成金の額は、実績報告書に記載された経費に基づき第6条の規定により算出される額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

（助成金の支払等）

- 第13条 区長は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、交付決定者からの請求に基づき、助成金を支払うものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときには、助成金交付請求書を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

- 第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 不正又は不当な手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 助成金の交付条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業を実施しないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成事業の実施を不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(報告の義務)

第16条 第13条の助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度、助成事業の運用状況について、操業状況報告書その他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(助成金の経理等)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第18条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日号付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第20条 第14条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第15条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、

年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、既納の納付金額を控除した額による。

（その他）

第 23 条 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この一部改正は、令和 6 年 10 月 9 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

助成対象経費項目	
1	機械及び装置の購入に係る経費（1 単位の取得価額が 160 万円以上のもの）
2	工具の購入に係る経費（1 単位の取得価額が 30 万円以上のもの）
3	建物附属設備の購入に係る経費（1 単位の取得価額が 60 万円以上のもの、かつ家屋と一体で課税されるものは除く）
4	器具及び備品の購入に係る経費（1 単位の取得価額が 30 万円以上のもの）
5	上記 1 から 4 までの輸送に伴う経費（運搬費等）
6	上記 1 から 4 までの設置に伴う経費（分解・組立・校正費・整備費等）
7	上記 1 から 4 までの導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
8	上記 1 から 4 までの導入に伴う C A D 等のソフトウェアの購入に係る経費
9	その他区長が適当と認める経費

備考

この表に該当する経費であっても、次に掲げる経費は、助成対象外とする。

- 1 公租公課（消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）等）
- 2 振込等手数料（代引き手数料を含む）、収入印紙
- 3 各種保険料
- 4 連携体内の補助事業者の取引によるもの（機械装置・備品等の売買代金や賃借料等）
- 5 事業にかかる自社の人件費（ソフトウェア開発等）
- 6 工事建物、構造物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得経費、及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得経費
- 7 設置場所の設備工事や基礎工事に要する経費
- 8 その他区長が適当でないと認める経費